

会 議 録 (要点記録)

会 議 名	第 3 7 期小金井市公民館運営審議会第 5 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 6 年 4 月 1 7 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 4 5 分		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	本川委員長 倉持副委員長 橋本委員 福井委員 大坪委員 石原委員 稲垣委員 吉田委員 川原委員		
欠 席 委 員	浅野委員		
事 務 局 員	渡邊公民館長 落合事業係長 八方貫井南分館長		
東・緑・貫井北分館 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 鈴木東分館長 伊藤緑分館長 村山貫井北分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	6 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 第 4 回公民館運営審議会の議事録の承認について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 令和 6 年度 公民館各館の体制について</p> <p>(2) 東京都公民館連絡協議会 委員部会の報告について</p> <p>(3) 公民館事業の報告について</p> <p>4 審議事項</p> <p>(1) 令和 6 年度 公民館重点施策について</p> <p>(2) 公民館事業の計画について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 公民館の減免基準 (案)</p> <p>(2) 武蔵村山市公民館さいかち分館への視察結果について</p> <p>(3) 社会教育法第 2 3 条第 1 項第 1 号の解釈の周知について</p> <p>6 閉会</p> <p>配付資料</p> <p>事前配付資料</p> <p>資料 1 令和 6 年度 公民館各館の体制について</p> <p>資料 2 令和 5 年度第 7 回都公連委員部会資料</p> <p>資料 3 公民館事業の報告</p> <p>資料 4 令和 6 年度公民館重点施策 (案)</p> <p>資料 5 公民館事業の計画</p>		

	資料6 公民館の減免基準（案） 資料7 武蔵村山市公民館さいかち分館への視察結果について 資料8 社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について 資料9 意見・提案シート 資料10 意見・提案シート
--	---

会 議 結 果

次第1 開会

次第2 第4回公民館運営審議会の議事録の承認について

【本川委員長】

第4回公民館運営審議会の議事録の承認については承認ということによろしいか。

(異議なし)

次第3 報告事項

(1) 令和6年度 公民館各館の体制について

【渡邊公民館長】

4月1日付けの職員の人事異動について報告する。前公民館長の鈴木に代わり公民館長を拝命した。新たに資産税課家屋係から諏訪が庶務係長として配置され、事業係長は引き続き落合となる。貫井南分館長には退職した松本に代わり、本館事業係から八方を配置換した。

続いて、東分館には、NPO法人市民の図書館・公民館こがねいの職員の鈴木分館長、緑分館には、今年度からNPO法人市民の図書館・公民館こがねいの伊藤分館長、貫井北分館は、昨年度に引き続き、NPO法人市民の図書館・公民館こがねいの職員の村山分館長となる。今年度は、この体制で公民館業務を運営する。なお、公民館緑分館の業務については、滞りなく業務を開始していることを併せて御報告する。

(2) 東京都公民館連絡協議会 委員部会の報告について

【吉田委員】

第7回都公連委員部会が令和6年3月14日に国立の公民館で開催された。国分寺市は欠席で8市が参加した。詳細は資料をご覧ください。

2月開催された都公連研究大会について、以前は11市であったが現在は9市となり、今後の拡大に向けての対応の話があった。

都公連の組織等の在り方検討委員会では、現在答申中で、主体的な運営、情報交換の充実、記録作成と管理の徹底、主催事業の充実などが挙げられている。

【本川委員長】

他の委員から発言があればお願いします。なければ次に移らせていただく。

(3) 公民館事業の報告について

【落合事業係長】

今回は、3館で9事業について、報告させていただく。詳細は資料をご覧ください。

【本川委員長】

質問があればお願いします。

【福井委員】

3館ということであるが、貫井北分館と本館については、この期間内の講座がないのであれば、「なし」と記載していただきたい。

記載内容について、この報告書の延べ人数が4か所ぐらい違っていると思われるがいかがか。

【落合事業係長】

御指摘の点につきましては、改めて職員等とも共有させていただき、次回以降、このようなことがないように資料を作成してまいりたい。

【吉田委員】

フォーマットが整理されて大変見やすくなったと思うが、分館名が分かるような記載をお願いする。また、毎年発行している事業のまとめの発行はいつ頃か。

【落合事業係長】

公民館の事業報告書は、より分かりやすくなるよう、引き続き、対応したい。事業のまとめはできる限り早期にお示ししたい。

【吉田委員】

事業のまとめについては、早期の完成をお願いしたい。

【倉持副委員長】

事業報告書は企画時に生かせることや、他館の様子も見られることから非常に大事である。ただし、現状の報告書の内容では、狙いはあるが結果が見えず、企画の「今日からできる認知症予防」や「地域の医師と考える、人生の最期のすごし方」は興味深いテーマで、参加された方の反応や、その後の展開なども見えるような形での報告書の作成をお願いしたい。

【落合事業係長】

内容について、ご指摘の件も含めて書式を検討させていただく。

【川原委員】

講師謝礼についての記載があるが、どのような基準を設けているか伺いたい。

【渡邊公民館長】

講師謝礼は市の謝礼基準に基づき支払っている。その中の区分により大学教授、助教授等あるが、当てはまらない場合には職員間で相談しながら、予算の範囲内でお支払いすることになる。

次第4 審議事項

(1) 令和6年度 公民館重点施策について

【渡邊公民館長】

令和6年度の公民館重点施策について、小金井市公民館中長期計画では、公民館は、市民の誰もが気軽に立ち寄れ、自由に学べる機会の提供の拡大に努め、人生100年時代において、公民館で学び、福祉や社会教育関係団体等の活動で実践することを支援する機能を強化することを果たすべき役割としている。以上を踏まえ、令和6年度における公民館重点施策を以下のとおりと作成した。詳細は資料をご覧ください。

【川原委員】

去年の重点施策にも学校との協働があったと思うが、先日の地域コーディネーターの会議の中で公民館長が公民館と学校をつなぐための方策として、公民館で企画した講座の講師を、実際に紹介してもらい家庭学級を開催した。別の機会でのよいので、公民館と学校との連携の状況等に伺いたい。

【倉持副委員長】

重点施策は昨年度に比べて少し網羅的というか、全体的になっているが、これをどう展開していくのか。重点施策として、何か新しい事業をするのか、既存の今ある事業を整理していくのか。また、重点施策の結果の共有や点検・評価を確認していく予定はどうか。

【渡邊公民館長】

新たな事業を立ち上げるということではなく、基本的には重点施策を意識しつつ、企画実行委員の方々と協力して各種講座を各館において、実施して欲しいと考えている。

現状、公民館事業のPDCAサイクルの仕組みづくりができておらず課題として認識している。今年度、PDCAサイクルの構築も意識しながら検討を進めていきたい。

【倉持副委員長】

重点施策の2について、多様な世代の学習機会の話なのか、交流が目的なのか、表現が分かりづらい。また、重点施策の4について、「多様な学習」という表現も分かりづらく、表現の検討の余地はあるか。

【渡邊公民館長】

重要施策の2は、多様な世代間の交流が重要であると思っている。重要施策の4は、多様な学習方法、手段が重要であると捉えている。意見を踏まえ、正副委員長と事務局で調整のうえ、委員長一任でお願いしたい。

次年度以降については、もう少し早い段階で公運審で共有できるよう努力したい。

【本川委員長】

次年度以降については、公運審の意見も聞きながら重点施策を検討できるようにお願いしたい。今年度については、事務局と調整のうえ、正副委員長一任ということによろしいか。

(異議なし)

(2) 公民館事業の計画について

【落合事業係長】

資料5 公民館事業の計画をご覧ください。

今回は5館から本館8事業、東分館が2事業、南分館が4事業、緑分館が3事業、北分館が4事業となる。詳細は資料をご覧ください。

【本川委員長】

今後、センターまつりなどを予定しているかと思うが、開催前に委員に向けて情報提供だけではないか。早めに周知してもらえると足を運んでみようという方も増えるのではないか。

【落合事業係長】

PR方法等は検討している。貫井北分館では以前から市民掲示板等を活用しお祭りのPRをしており、本館でも、近隣住民の方にお祭りのチラシをポスティングしていく予定である。

【稲垣委員】

センターまつりについても公民館事業の計画として記載されるか。

【落合事業係長】

5月、6月の実施館は計画に入っている。それ以降は時期が近づいてきたところで計画を提出する。

【川原委員】

資料に講師の欄があるが、先ほどの講師謝礼の基準にも関連するのだが、市民にとっては職業者差別みたいなものを感じるという意見も聞いているところで、自主講座の企画で依頼する際に謝礼の交渉が必要になるので、謝礼基準を公民館のホームページに載せるとか、そういった方法も考えて欲しいと思う。

自主企画はいい企画であり、市民の人が気持ちよく利用できるような仕組みのため、明確に分かっていたほうがいいのではないかと思う。

【落合事業係長】

講師謝礼については謝礼基準に基づいており、資料として提出できるかも含めて関係課と調整したい。

自主講座については予算の関係もあり、一律8千円ということで、これまで、申込者に説明している。ご理解いただきたい。

【渡邊公民館長】

資料を提出する場合であっても、謝礼基準の内容に関して話し合う場ではないということは了承していただきたい。

【福井委員】

市民がつくる自主講座に関して、教授でも学生でも一律8千円が講師料として1時間単位の基準だと思う。

市で企画している自主講座、成人学校、市民講座等は、一律1万2千円。これは身分に一切関係なく一律という理解している。事務局から詳細を。

【渡邊公民館長】

基本的には公民館の事業は、市の謝礼基準に基づき支払いしている。福井委員からの自主講座一律8千円は、予算上の話である。成人学校等の事業については、謝礼基準に基づき支払っている。

【本川委員長】

公民館事業の計画については、承認ということによろしいか。

(異議なし)

5 協議事項

(1) 公民館の減免基準 (案)

(3) 社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について

【渡邊公民館長】

公民館の有料化について、第36期公民館運営審議会からの申し送り事項に、行革の視点や、施設の維持管理費、利用実態、近隣他市の状況、小金井市の受益者負担基準、これらの点に基づいて協議を行っていただいている。事務局として、中長期計画の公民館の将来像「つどい・学び・つながる地域の拠点(ひろば)」の具現化に向けて検討を進める必要があり、公民館設置から約70年を経過する中で、有料化の議論に公運審の委員、利用者の様々な考えを認識している。しかしながら、小金井市の公民館をよりよくするため、皆さんとの思いは一致するものだと考えており、より発展させ、継続的かつ安定的な活動を行っていくためにも、使用料導入は避けては通れない道だと考えている。委員の皆さんにもこの点について、御理解、御協力をいただきながら、前向きな議論を行っていただきますよう、改めてお願いする。

資料6は公民館の減免基準(案)についてで、前回資料にいただいた意見を踏まえて反映したものとなる。案1から案3は吉田委員からの意見により、「主に高校生以下の団体が使用するとき」を追加している。実情として、子どもを対象としたダンススクールや、英会話、そろばん塾といった活動も多く、いわゆる習い事の団体があるが、吉田委員の意図としてどういった認識か、後ほど委員長から確認していただきたい。案4は、新たに追加したもので、福井委員からの意見で、中長期計画に基づくものである。

今後の流れについて、減免基準は本日も皆さんから意見をいただき、ある程度の方角性をお示し願いたい。

具体的な運用方法等は、今後、事務局で検討する流れになろうかと考えている。

資料9の意見・提案シートについて、社会教育委員の会議にも適宜報告すべきということと、利用者の反応や他の施設との競合、使用料導入のメリット、使途等を整理するべきという趣旨で、社会教育委員の会議へは今後報告してききたい。利用者説明会を今後開催していく。また、他の市内公共施設との競合という部分は、市内の公共施設との比較や、他市の公民館との比較は行っている。公民館の享受できるメリットは、前回スケジュール案の中で示しており、引き続き関係部署との庁内調整を行う中で使用料の扱いが決まっていくと考えている。

資料10は、意見・提案シートとなっており、意見としては、1点目として、公民館中長期計画の内容との齟齬を明確にするべきということと無料と減免の用語を整理すべきという意見。2点目は資料6にある項番1から3は無料とすべきという意見。3点目は社会教育関係団体の活動は無料とすべきという意見。4点目は所謂、習い事は公民館活動に逸脱した活動であり有料とすべきという意見。5点目は公民館を使用していない時間帯は全体の3割程度あり、この時間帯を有料とすべきという意見であると認識している。

1点目の公民館中長期計画の内容については、第36期からの申し送り書の中に検討の経過として記載している。また、無料と免除の使い分けについては、今後、例規担当とも協議することになるが、例えば、資料6の項番1「公民館が使用する時」や項番2「市及び教育委員会等が行政目的のために使用する時」は使用料を徴収しないといった表現になるのではないかと考えている。

2点目、3点目と5点目については意見として承る。

4点目についてはさまざまな議論があるところで、資料8「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について(依頼)」をご覧ください。本通知は昨年末に文部科学省から示されたもので、事務局としても当該内容の解釈に時間を要したため、このタイミングとなった。

社会教育法第23条第1項第1号では、「公民館は、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を行ってはならないと記載がある。これまで条文の解釈が統一されておらず、「公民館で営利活動を行ってはならない」とする解釈と「公民館が行ってはならない」という解釈があった。本通知では「公民館が、本来の目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」とされており、公民館が専ら営利活動を行うことや特定の営利事業者に対して便宜を図ったりすることを禁止している。

一方で、公民館条例では、公民館において、もっぱら営利または宣伝することときは使用を承認しないこととされており、法令と条例が一致していない。

次に資料8の別紙では、公民館で実施し得る事業の具体的な事例が記載されている。

公民館が主体で行うものとして、例えば、講座の維持・継続に必要な受講料を徴収することや、講座実施後に講師の著作物の販売を行うこと、葬儀場を経営する企業に、終活のアドバイスとなる講座の開催を依頼すること、コンサートやイベントにおけるグッズ販売などが認められることになる。

次に公民館以外が主体となっていくものとして、一定の要件下ではあるが、会議や面接会場としての民間会社等への貸出し、月謝制の子ども向けダンス教室や塾の開催、営利事業における事業所の名称として、〇〇公民館店、〇〇公民館校など、公民館名の利用も認められることになる。

この通知によると、主催講座で受講料を徴収することや、営利企業に公民館を貸し出すこともできることになるわけで、事務局としては、現在の有料化の議論への影響や、他市の動向なども注視していたところであるが、現段階の見解として、都市部の公民館に当てはまらない項目が多いこと、営利活動の取扱い等の議論に及んでしまうと、有料化の議論がストップしてしまうことなどを懸念している。

営利事業等を認めるかという議論については、一旦、将来的な議論として保留したうえで、まずは目の前の有料化の議論を進めていただきたいと考えている。

なお、意見・提案シートの4点目「習い事は公民館活動に逸脱した活動」とあるが、現在、公民館には、英会話、ダンススクール、そろばん塾など、主に子どもを対象とした習い事のような活動をしている団体が多く存在している。この点については、様々な意見があるところだと思うが、現段階での考え方として、講師、先生を団体の代表者とすることは認めていない。要は講師自らが団体活動を主催するなどして、特定の人に収益が帰属することは認めてないが、月謝制の習い事のような活動自体を禁止しているものではない。

利用者の中にも習い事は禁止していると理解されている方も多いと思うし、もしかしたら、過去において、そのように説明してきたこともあるかもしれないが、習い事のような活動団体が数多くあり、また、他市の公民館でも当該活動が認められている事例も多いことから、現状は、このような形で整理している。しかしながら、一般的に周知が十分ではないと認識しており、今後、利用に当たってのガイドライン、利用基準のようなものを作成し、有料化に当たっての利用者説明会などでも周知したいと考えている。

【倉持副委員長】

5の協議事項の(1)と(3)をまとめているが、今話し合うことは何か。

【渡邊公民館長】

公民館の減免基準の部分についての御意見をいただきたい。

【本川委員長】

資料6には案が4つあるが。

【福井委員】

資料6「公民館の減免基準(案)」について、案1から案4が示されているが、案1から案3は第33期公運審の議論における内容であると認識している。案4は、第33期公運審の答申等を踏まえ、第34期・第35期公運審の議論等を経て、公民館中長期計画に示された内容である。

公民館の主催事業、社会教育活動を行う団体は無料とし、公民館登録団体ではない団体や個人が1回のみ使用する場合、所謂、1件利用のみ有料という結論となっている。

公民館の利用率は5館平均約55%で推移しており、残りの時間が1件利用で利用できる時間ということになるわけで、利用率を高めるためにも、個人でも利用できるような仕組みとしなくてはならないと思う。

【本川委員長】

今の福井委員の発言の中には、第36期公運審について、触れられていなかったが、第36期公運審においても一定協議を行った結果として、第37期公運審に対する申し送り書が提出されている。現在、申し送り書に基づき、協議が行われているという認識である。

【福井委員】

申し送り書の内容は把握していると思い、発言を省略した。

【渡邊公民館長】

委員長の発言のとおり、過去の議論の経過や公民館中長期計画等も踏まえた上で、申し送り書に基づき、議論を行っていただいている。本来であれば、第33期公運審の答申に基づき、速やかに有料化に向けた手続きを行うべきであったと認識している。繰り返しの説明になるが、使用料の徴収額、徴収方式等を検討した結果、導入のメリットが得られないことから、改めて、協議を行っていただいていることをご理解いただきたい。

【本川委員長】

非常に大変な議論で慎重に扱わなければならないが、10年以上に渡り検討し現在に至っている。そしてまた時代に即した形で、この第37期のタイムスケジュールの最後に提言を置くために、皆さんが納得いく形で公運審をまとめるためにも、多くの意見をお願いしたい。

【倉持副委員長】

各委員に減免の範囲と割合の意見を聴くことで、少しずつ議論が重なり進むのではないかと。そこに附帯する意見を議論の中で付けていければと思っている。これまでに減免に関する資料で勉強してきたところで、現時点での皆さんの意見をお願いするのはいかがか。

【本川委員長】

倉持委員からお願いしたい。

【倉持副委員長】

私は市民でないが、他市の状況を勉強させていただいて、公民館を利用されている市民の皆さんのそれぞれの立場の活動や、利用の仕方の見え方は違いがあると思うので、そういったところを意見をいただくのはいかがか。

習い事の問題に関して、社会教育法23条第1項をどう捉えるかに関わる部分については、改めて検討するという整理であった。吉田委員から提案があった若い世代を減免対象として記載することは、こういった世代に活発に活動してもらいたいという、一種の発信で特徴にはなると思う。

ただ高校生という表現を18歳以下とした方がよいのではないかと思う。

減免の範囲や基準、割合については、利用者や市民である皆さんの立場での意見を伺いたいところで、単純に歳入見込みの金額を見ると、他市の状況の情報で、費用対効果というところもあると思うが、近隣市で有料化を実施していても減免の割合を大きいところも伺え、この案3が妥当ではとの感想ではある。そして、小金井市内でも、社会体育施設、小金井体育館の減免が100分の50となっていることから割合的にはこの辺が理解を得やすいのではと思っている。

【福井委員】

スケジュール上10月までに提言という工程表があり、徴収方法、窓口体制など、まだ検討すべき課題が沢山ある。今日、この場で具体の案に絞る必要はないと思う。

【倉持副委員長】

現時点では、決めるものではない。今後の視察の話も関わると思うが、いずれにせよ、今の時点での考えや懸念をお持ちかを伺いたい。

【石原委員】

案1から案4を拝見し、全体的に記載のレベルが統一されていない部分もあり、判断が難しい。今後、歳入の見込み額なども踏まえて、具体の案に絞り込んだ方がよいのではないかと考えている。

【稲垣委員】

案2が基本的な考え方で具体的には、収入額が結構重要だと考えている。

令和3年3月の中長期計画にある施設使用料の有料化で、社会教育活動を行う団体については従来どおり無料という定義がよく分からず、おそらく無料の中には公民館登録団体も含まれ、問題はこの公民館登録団体をどうするかというのが一番ポイントであると思っている。

【川原委員】

公民館は高齢者、子どもは児童館というイメージと吉田委員からもあったが、公民館を18歳以下の人々にも利用してもらうことは大事だと思う。歳入見込額があるが、コロナ禍を経て、皆さんの活動にも変化があったと思う。数字や金額だけではなく、歳入が少なく、手間ばかり掛かるのでは意味がない。塾のような習い事の団体には、使用料をしっかりと払われていったほうが、税金でやっている公民館なので、

市民から見ても不公平感がないのかと感じる。

【吉田委員】

基本的には案2が妥当であると思う。有料化の収入としては少ないとは思いますが、一方で、受益者負担の意識を高めるためにこういった案がいいのではないかと思います。

高校生以下とは、狛江市や武蔵村山市では若年層へのターゲットの拡大を掲げており、公民館という場を提供することが次世代へのメッセージにもなると思う。

公民館というこの3文字や内容を知ってもらうという意味でも、場を提供するというのは意義があると思う。

【大坪委員】

高校生や18歳という明記は大事だと思う。個人的には、歳入見込みというのは、後からでいいのではないかと思います。まず、受益者負担を導入することが大事で、今期でそれを進めることで、意識も変化し、若者をどう取り込んで公民館をよりよくしていくかということに関わってくるのだと思う。

先ほどからの23条1項は、公民館自体が営利活動をしなければいいわけで、受益者負担での収入は営利でなく、それをもとに設備面を充実することで、収支バランスを整えることができれば、これは営利ではない。公民館の利用者が営利目的かの判断が一番の整理の必要性で、減免基準を決めることが今期の公運審の肝であり、この時間がないということは大問題なので、次回の公運審の時間配分はもう少し整理するべきである。

【福井委員】

有料化をした場合の窓口体制をどう考えるのかは、次回以降の大きな議題である。それを踏まえ減免基準と費用対効果という問題も加味していくことになる。今までに視察した状況のほか、今後予定している視察の報告の中でも提案したい。

【橋本委員】

お金を集めることは決まっているような話なので、免除や減免の基準をどこにするのか、グレーゾーンを含め整理するべきかと思う。

【本川委員長】

スケジュール案が示されており、おおよその時期は決まっているため、それに向かって効率的な意見交換をしていきたい。

5 協議事項

(2) 武蔵村山市公民館さいかち分館への視察結果について

【渡邊公民館長】

3月21日に稲垣委員、川原委員、吉田委員、事務局で武蔵村山市公民館を視察した。詳細は資料をご覧ください。

【本川委員長】

視察に行った方から報告事項があれば、お願いします。

【稲垣委員】

キャッシュレスの導入は費用面から課題があるように感じた。キャッシュレスを導入するのであれば、個人的にはクレジットカードでオンライン決済できる利点もあるので、費用などについて、調べていただきたいと思う。やはり、若い方に利用してもらうにも、事前にオンライン決済できる手段を設ければ利便性は高くなると思う。

【本川委員長】

視察結果については了解した。次回以降の協議の流れなどについて、副委員長から一定整理していただきたい。

【倉持副委員長】

利用料徴収に関わる情報は一定程度そろってきた。今後の検討に当たっては、具体的な減免に対する基準と、そもそも小金井の公民館がこれからどういうことを大事にして、どういう目的で、どう変わっていくのか、現代的な課題を受け止めつつ、これまで大事にしてきた部分を引き継いでいくかということと、具体的にどういうふうに変えていくかというところを総合的に考えなくてはいけない。次回の会議に向けて、これまでの資料、議論、議事録を見返してきていただいて、改めて意見交換の時間を多く取って詰めた議論ができればいいと思う。

【本川委員長】

皆さんには次回に向け、資料等を見直していただくことをお願いしたい。
以上で第37期第5回公民館運営審議会を終了する。お疲れさまでした。

— 了 —